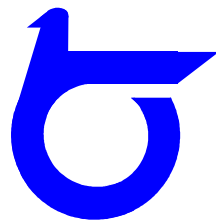


平成31年度

公共用水域及び地下水の水質測定計画



平成31年3月

鳥 取 県

# 目 次

第 1	平成 31 年度公共用水域の水質測定計画	4
1	目 的	4
2	測定期間	
3	測定実施機関及び測定対象水域	
4	測定地点	
5	測定項目	5
6	測定回数	
7	測定方法等	
8	測定結果の報告	6
9	その他	
別表 1		7
表-1	水質測定計画一覧表	11
	(1) 河川	
	(2) 湖沼	
	(3) 海域	
表-2	測定地点数	20
表-3	実施機関別測定地点数	20
図-1	公共用水域水質測定地点図	21
	(1) 河 川	
	(2) 湖 沼	
	(3) 海 域	
	(4) ダ ム	
図-2	環境基準類型指定概要図	29
	公共用水域水質測定結果入力要領	30
第 2	平成 31 年度地下水質測定計画	
1	目 的	33
2	測定期間	
3	測定内容	
4	測定実施機関	
5	測定地点	
6	測定項目	
7	測定回数等	
8	分析方法等	34
9	測定結果の報告等	
10	その他	
別表 2		35
表-4	地下水質測定計画一覧表	36
図-3	地下水質測定地点図	39
様式 1	地下水質測定結果表	40
様式 2	地下水質採水票	41

# 第 1 平成 31 年度公共用水域水質測定計画

# 第 1 平成 31 年度公共用水域水質測定計画

## 1 目的

この計画は、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 16 条の規定に基づき、鳥取県の区域に属する公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質測定について、測定すべき事項、測定の地点、その他必要な事項を定めるものである。

## 2 測定期間

測定期間は平成 31 年（2019 年）4 月から 2020 年 3 月までとする。

## 3 測定実施機関及び測定対象水域

測定実施機関及び測定対象地域は次のとおりとする。

測定実施機関	測定対象水域
国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所	千代川水系〔千代川、袋川、新袋川〕、殿ダム貯水池
国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所	天神川水系〔天神川、国府川、小鴨川〕
国土交通省中国地方整備局 日野川河川事務所	日野川水系〔日野川、法勝寺川〕
国土交通省中国地方整備局 出雲河川事務所	中海（鳥取県水域）
鳥 取 県	天神川水系〔天神川、小鴨川、玉川、三徳川、加茂川〕 日野川水系〔日野川、板井原川〕 斐伊川水系〔旧加茂川、加茂川、大正川〕 その他の水系〔由良川、加勢蛇川、阿弥陀川、佐陀川、埴見川、羽衣石川、東郷川、舎人川、橋津川、羽合用水〕 ----- 東郷池、中海（鳥取県水域）、中津ダム貯水池、俣野川ダム貯水池 ----- 美保湾、日本海沿岸海域、海水浴場（東部地域以外）
鳥 取 市	千代川水系〔千代川、袋川、狐川、山白川、天神川、湖山川、枝川、福井川、三山口川、野坂川、新袋川、有富川、大路川、砂見川、八東川、私都川、佐治川〕 その他の水系〔蒲生川、塩見川、河内川、勝部川〕 ----- 湖山池、多鯨ヶ池 ----- 海水浴場（東部地域）
米 子 市	日野川水系〔法勝寺川、小松谷川〕 斐伊川水系〔加茂川〕
倉 吉 市	天神川水系〔鴨川、絵下谷川、鉢屋川〕
八 頭 町	千代川水系〔大江川、見槻川〕
伯 耆 町	日野川水系〔別所川〕

## 4 測定地点

測定地点は、表-1 水質測定計画一覧表のとおりとし、その位置は、図-1 水質測定地点図のとおりとする。

## 5 測定項目

各測定地点における測定項目は、表-1 水質測定計画一覧表に掲げるものについて実施する。  
 なお、要監視項目は、下表のとおりとする。

また、気温、水温、色相、臭気及び水深についても、採水時に現地測定するものとし、流量及び一覧表に掲げる項目以外の項目については必要に応じ実施するものとする。

【要監視項目一覧表】

種類	測定項目
人の健康の保護に関する項目 (26項目)	(1)クロロホルム (2)トランス-1,2-ジクロロエチレン (3)1,2-ジクロロプロパン (4)p-ジクロロベンゼン (5)イソキサチオン (6)ダイアジノン (7)フェニトロチオン (MEP) (8)イソプロチオラン (9)オキシシン銅 (有機銅) (10)クロロタロニル (TPN) (11)プロピザミド (12)EPN (13)ジクロロボス (DDVP) (14)フェノブカルブ (BPMC) (15)イプロベンホス (IBP) (16)クロルニトロフェン (CNP) (17)トルエン (18)キシレン (19)フタル酸ジエチルヘキシル (20)ニッケル (21)モリブデン (22)アンチモン (23)塩化ビニルモノマー (24)エピクロロヒドリン (25)全マンガン (26)ウラン
水生生物の保全に関する項目 (6項目)	(1)クロロホルム (2)フェノール (3)ホルムアルデヒド (4)4-t-オクチルフェノール (5)アニリン (6)2,4-ジクロロフェノール

## 6 測定回数

測定地点ごとの年間における総測定日数、総測定回数及び測定月は表-1の水質測定計画一覧表に掲げるとおりとする。

## 7 測定方法等

### (1) 採水時期

採水は『採水日前において比較的晴天が続き、水質が安定している日』に実施するものとし、その他の留意事項は「公共用水域水質調査指針」(平成11年3月鳥取県生活環境部)に示すとおりとする。

### (2) 採水部位

試料の採水部位は原則として次のとおりとする。

なお、各部位から採水して試料を相互に混合した「混合試料」の作成は行わない。

〔河川〕 流水で、かつ水深の2割程度の深さの部位。

〔湖沼〕 上層及び下層は下表のとおり。多鯰ヶ池及び中海の中層は全水深の中間の深さの部位。

	上層 (水面からの距離)	下層 (湖底からの距離)
湖山池	0.5m	0.5m
東郷池	0.5m	0.5m
多鯰ヶ池	0.5m	0.5m
中海	0.5m	1.0m
ダム貯水池	0.5m	1.0m

〔海域〕 上層は水面下0.5m、下層を実施する場合は海底から1.0mの深さの部位。

### (3) 分析方法

環境基準項目の分析方法は「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日付環境庁告示第59号）で定められている方法、特殊項目については「排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法」（昭和49年9月30日付環境庁告示第64号）によるものとする。

なお、これらの定めのない項目については、日本工業規格等科学的に確立された方法によるものとする。

また、主な項目についての分析方法は別表1のとおりである。

## 8 測定結果の報告

測定実施機関は、水質測定結果を毎月とりまとめ、測定月の翌月末までに当該測定月の測定結果を鳥取県生活環境部くらしの安心局水環境保全課に送付するものとする。

なお、年間の最終取りまとめ結果は、年度末までに指定の電子ファイルにより報告するものとする。

また、主な項目に関する報告下限値は別表1のとおりである。

## 9 その他

この計画に定めのない事項については、県が各測定機関と協議の上、定めるものとする。

別表 1 各項目の分析方法

## 1 生活環境項目

項 目	分 析 方 法	報告下限値 (mg/L)
pH	日本工業規格（以下「JIS」という。）K 0102 12.1 又はガラス電極法ガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	—
BOD	JIS K0102 21	0.5
COD	JIS K0102 17	0.5
SS	昭和 46 年環境庁告示第 59 号（以下「告示 59 号」という。）付表 9	1
DO	JIS K 0102 32.1、32.2、32.3、32.4	0.5
大腸菌群数	告示 59 号 別表 2 備考 4 最確数による定量法	1.8×10 <sup>6</sup> MPN/100mL
ノルマルヘキサン抽出物質（油分等）	告示 59 号 付表 14	0.5
全窒素	（河川）JIS K 0102 45.2、45.3、45.4 又は 45.6 （海域）JIS K 0102 45.4、45.6	0.05
全 燐	JIS K 0102 46.3.1、46.3.4	0.003
全亜鉛	JIS K 0102 53.1、53.2、53.3 又は 53.4	0.001
ノルフェノール	告示 59 号 付表 11	0.00006
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）	告示 59 号 付表 12	0.006

## 2 健康項目

項 目	分 析 方 法	報告下限値 (mg/L)
カドミウム	日本工業規格（以下「JIS」という。）K 0102 55.2、55.3 又は 55.4	0.0003
全シアン	JIS K 0102 38.1.2 及び 38.2、38.1.2 及び 38.3 又は 38.1.2 及び 38.5	0.1
鉛	JIS K 0102 54.1、54.2、54.3 又は 54.4	0.005
六価クロム	JIS K 0102 65.2.1、65.2.3、65.2.4、65.2.5 又は 65.2.6（汽水又は海水を測定する場合にあっては、JIS K 0170-7 の 7 の a）又は b）に定める操作を行うものとする。）	0.005
砒素	JIS K 0102 61.2、61.3 又は 61.4	0.005
総水銀	昭和 46 年環境庁告示第 59 号（以下「告示 59 号」という。）付表 1	0.0005
アルキル水銀	告示 59 号 付表 2	0.0005
PCB	告示 59 号 付表 3	0.0005
ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2	0.002
四塩化炭素	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5	0.0002
1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2	0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5	0.0006
トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5	0.002
テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5	0.0005
1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.1	0.0002

チウラム	告示 59 号 付表 4	0.0006
シマジン	告示 59 号 付表 5 の第 1 又は第 2	0.0003
チオベンカルブ	告示 59 号 付表 5 の第 1 又は第 2	0.002
ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2	0.001
セレン	JIS K 0102 67.2、67.3 又は 67.4	0.002
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(硝酸性窒素) JIS K 0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6	0.05
	(亜硝酸性窒素) JIS K 0102 43.1.1、43.1.2 又は 43.1.3	0.05
ふっ素	JIS K 0102 34.1、34.4 又は 34.1c) (注(6)第三文を除く。) (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合は、これを省略することができる。) 及び告示 59 号 付表 6	0.08
ほう素	JIS K 0102 47.1、47.3 又は 47.4	0.1
1,4-ジオキサン	告示 59 号 付表 7 の第 1、第 2 又は第 3	0.005

※分析方法の効率化として、アルキル水銀の分析については、総水銀の測定でスクリーニングを行うことができる。(平成 13 年環水企第 92 号「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」)

### 3 要監視項目

項 目	分 析 方 法	報告下限値 (mg/L)
クロロホルム	日本工業規格 (以下「JIS」という。) K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.1	0.006
トリス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.1	0.004
1,2-ジクロロプロパン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.1	0.006
p-ジクロロベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.1	0.02
イネキサチオン	平成 5 年環水規第 121 号「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」(以下「通知」という。) 付表 1 の第 1 又は第 2	0.0008
ダイジソル	通知 付表 1 の第 1 又は第 2	0.0005
フェニトロチオン (MEP)	通知 付表 1 の第 1 又は第 2	0.0003
イソプロチオン	通知 付表 1 の第 1 又は第 2	0.004
オキシ銅 (有機銅)	通知 付表 2	0.004
クロロクロル (TPN)	通知 付表 1 の第 1 又は第 2	0.005
プロピザミド	通知 付表 1 の第 1 又は第 2	0.0008
E P N	通知 付表 1 の第 1 又は第 2	0.0006
ジクロロボス (DDVP)	通知 付表 1 の第 1 又は第 2	0.0008
フェノブカルブ (BPMC)	通知 付表 1 の第 1 又は第 2	0.003
イプロベンホス (IBP)	通知 付表 1 の第 1 又は第 2	0.0008
クロロトロフェン (CNP)	通知 付表 1 の第 1 又は第 2	0.0005
トルエン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2	0.06
キシレン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2	0.04
フタル酸ジエチルヘキシル	通知 付表 3 の第 1 又は第 2	0.006
ニッケル	JIS K 0102 59.3、通知 付表 4 又は付表 5	0.001
モリブデン	JIS K 0102 68.2、通知 付表 4 又は付表 5	0.007
アンチモン	通知 付表 5 の第 1、第 2 又は第 3	0.002
塩化ビニルモノマー (クロロエチレン又は塩化ビニル)	通知 付表 1	0.0002
エビクロヒトリン	通知 付表 2	0.0001
全マンガン	JIS K 0102 56.2、56.3、56.4 又は 56.5 (準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析する	0.02



	場合によっては、必要に応じ試料を希釈することとする。)	
ウラン	通知 付表 4 の第 1 又は第 2	0.0002
フェノール	通知 付表 1	0.001
ホルムアルデヒド	通知 付表 2	0.003
4-tert-オクチルフェノール	通知 付表 1	0.00004
アニリン	通知 付表 2	0.002
2,4-ジクロロフェノール	通知 付表 3	0.0003

#### 4 特殊項目

項目	分析方法	報告下限値 (mg/L)
銅	日本工業規格 (以下「JIS」という。) K 0102 52.2、52.3、52.4 又は 52.5	0.01
亜鉛	JIS K 0102 53.1、53.2、53.3 又は 53.4	0.01
鉄 (溶解性)	JIS K 0102 57.2、57.3 又は 57.4	0.1

#### 5 その他の項目

項目	分析方法	報告下限値 (mg/L)
塩化物イオン	日本工業規格 (以下「JIS」という。) K 0102 35.1 又は 35.3	0.5
アンモニア態窒素	JIS K 0102 42.1 及び 42.2、42.5 又は 42.1 及び 42.6	0.01
亜硝酸態窒素	JIS K 0102 43.1.1、43.1.2 又は 43.1.3	0.05
硝酸態窒素	JIS K 0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6	0.05
りん酸態りん	(河川) JIS K 0102 46.1.1、46.1.3 又は 46.1.4 (海域) JIS K 0102 46.1.4 又は 46.1.1	0.003
クロロフィル a	環境測定分析参考資料 3.3.19Ⅱ1 吸光光度法	—
透視度	JIS K 0102 9	—
電気伝導率	JIS K 0102 13	1ms/m

#### 6 要測定指標・補足測定項目

項目	分析方法	報告下限値 (mg/L)
大腸菌数	環水大水発第 1303251 号 別添 2 「要測定指標 (大腸菌数) の測定について」	—
全有機炭素 (TOC)	環水大水発第 1303251 号 別添 3 「補足測定項目 (TOC) の測定について」	—

- 注 1) JIS K 0102 : 日本工業規格 K0102 工場排水試験法  
2) JIS K 0125 : 日本工業規格 K0125 用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法  
3) 告示 59 号 : 昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号「水質汚濁に係る環境基準について」  
4) 通知 : 平成 5 年 4 月 28 日付環水規第 121 号環境庁水質保全局長通知「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」  
5) 環境測定分析参考資料 : 環境庁企画調整局研究調整課 (昭和 53 年 3 月)  
6) 環水大水発第 1303251 号 : 平成 25 年 3 月 25 日付環水大水発第 1303251 号環境省水・大気環境局水環境課長通知「要測定指標等の測定の実施及びアンケートの実施について (協力依頼)」

# 公共用水域水質 測定計画一覧表

河川	P. 11~14
湖沼	P. 15~16
海域	P. 17~19





















表-2 測定地点数

区分		生活環境項目・その他項目	健康項目・要監視項目・特殊項目
		地点数	地点数
河川	千代川水系	39	32
	天神川水系	23	18
	日野川水系	14	11
	斐伊川水系	8	7
	二級河川	36	30
	計	120	98
湖沼	湖山池	4	4
	東郷池	4	4
	多鯰ヶ池	3	3
	中海	9	3
	ダム貯水池	4	1
	計	24	15
海域	美保湾	8	8
	日本海沿岸	9	8
	海水浴場	20	0
	計	37	16
合計		181	129

注 海水浴場については、測定地点数でなく浴場数を計上。

表-3 実施機関別測定地点数

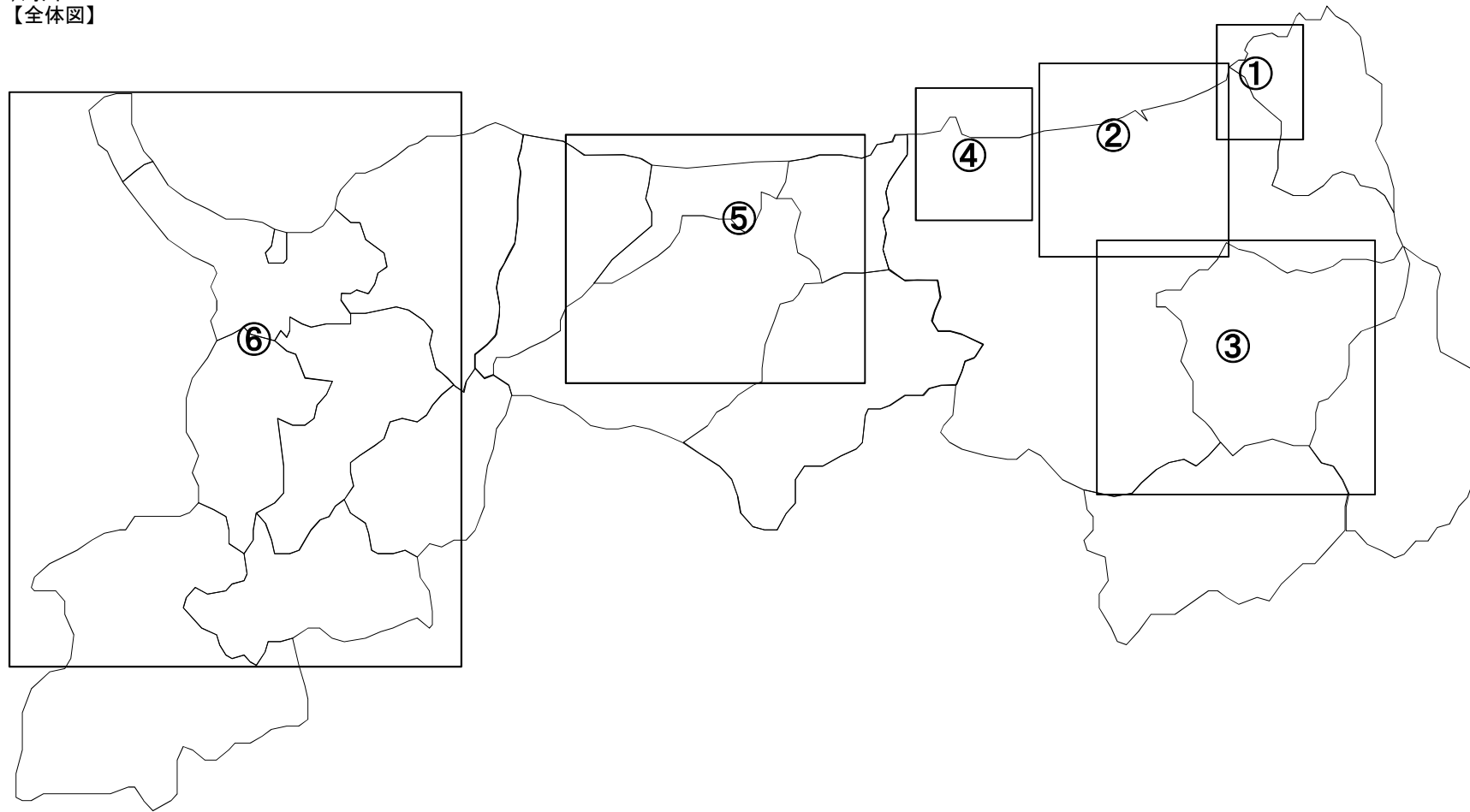
区分	河川	湖沼	海域	計
鳥取県	42	14	22	78
国土交通省	26	3	-	29
鳥取市	44	7	15	66
倉吉市	5	-	-	5
米子市	3	-	-	3
八頭町	2	-	-	2
伯耆町	1	-	-	1
合計	123	24	37	184

注 (1) 同一地点で複数機関が測定する地点はそれぞれに計上した。  
 (2) 海域のうち、海水浴場については、浴場数を計上した。

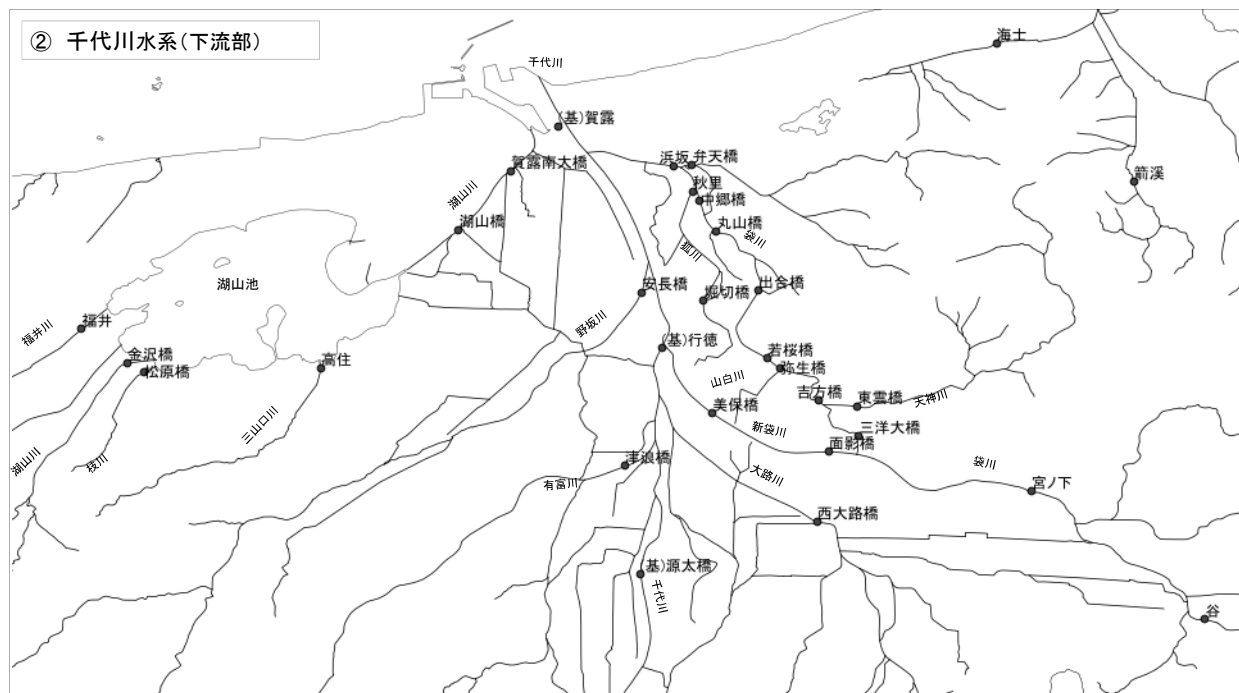
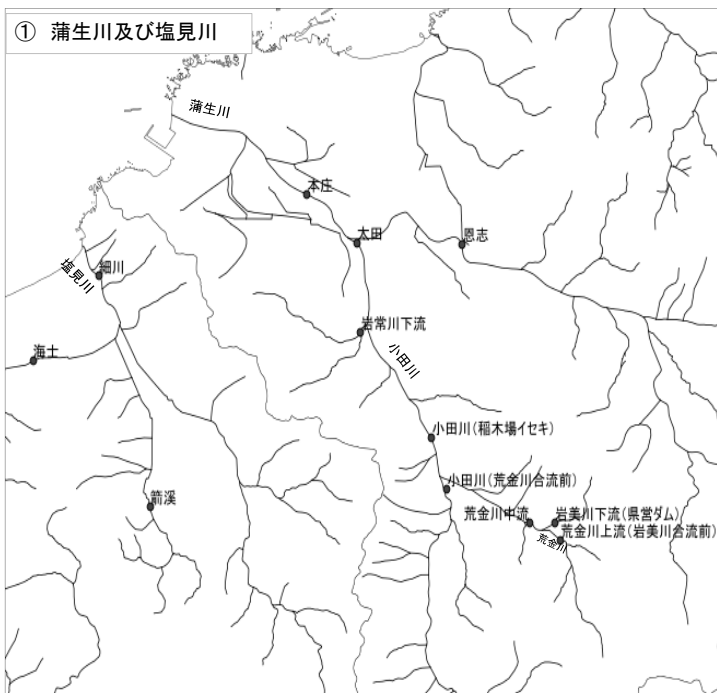
図-1 公共用水域水質測定地点図

(1)河川

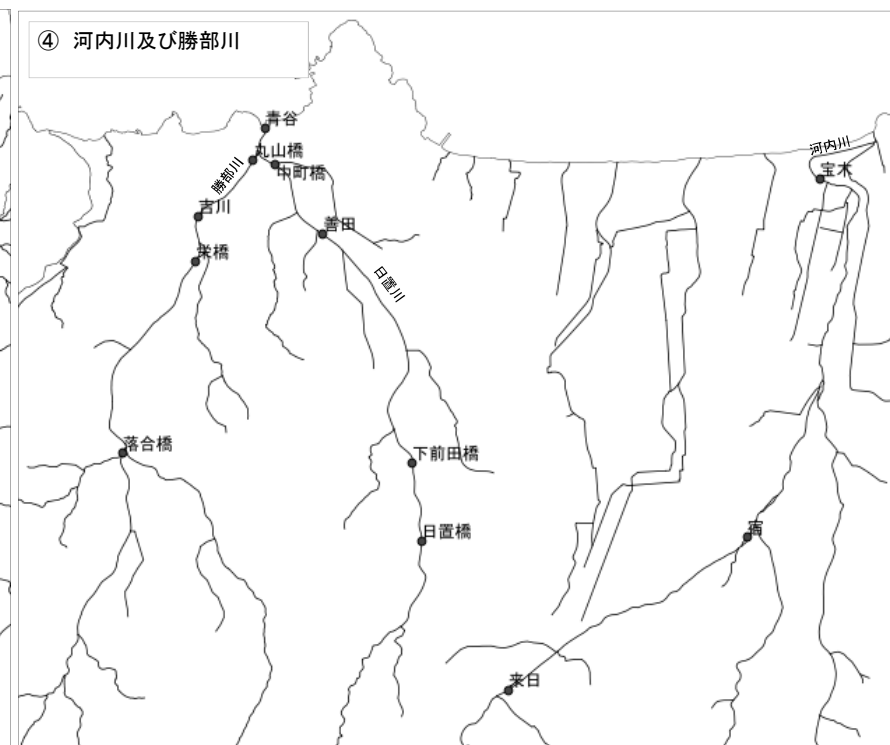
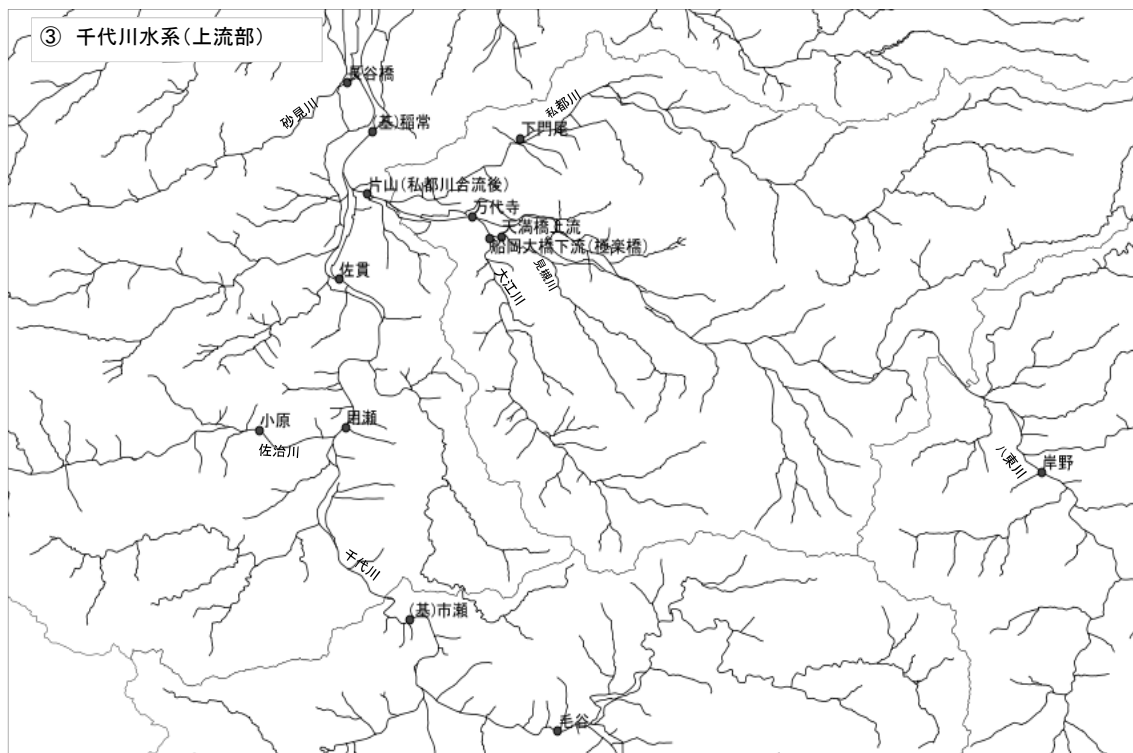
【全体図】



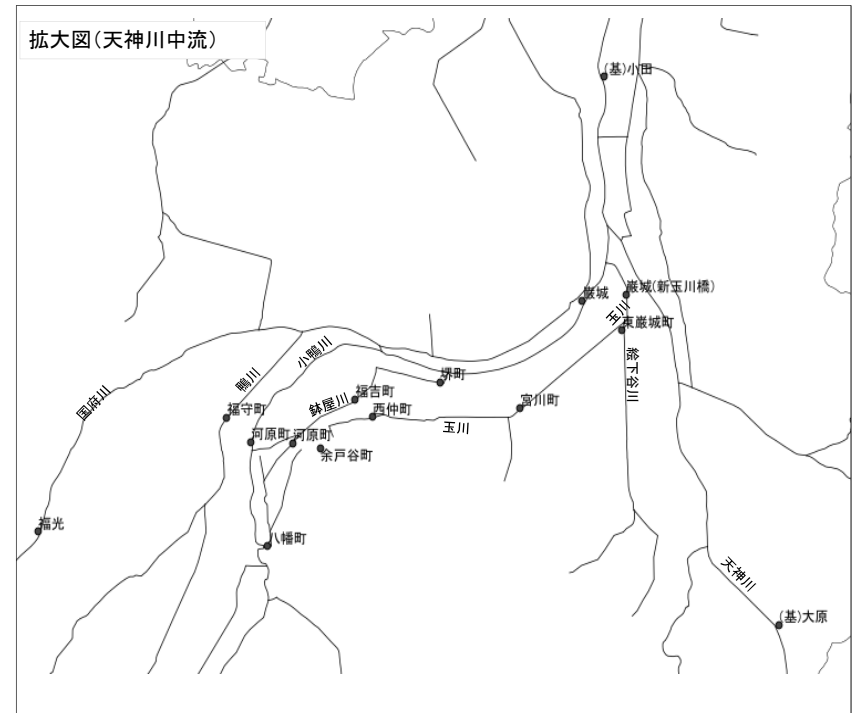
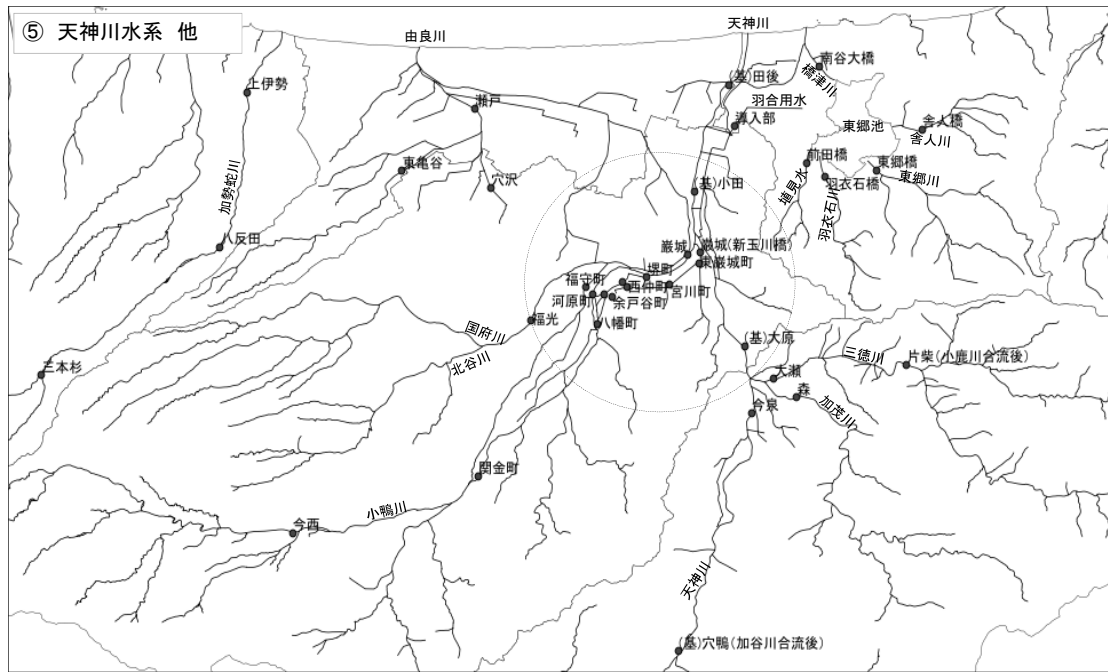
(1) 河川  
【東部-1】



【東部-2】



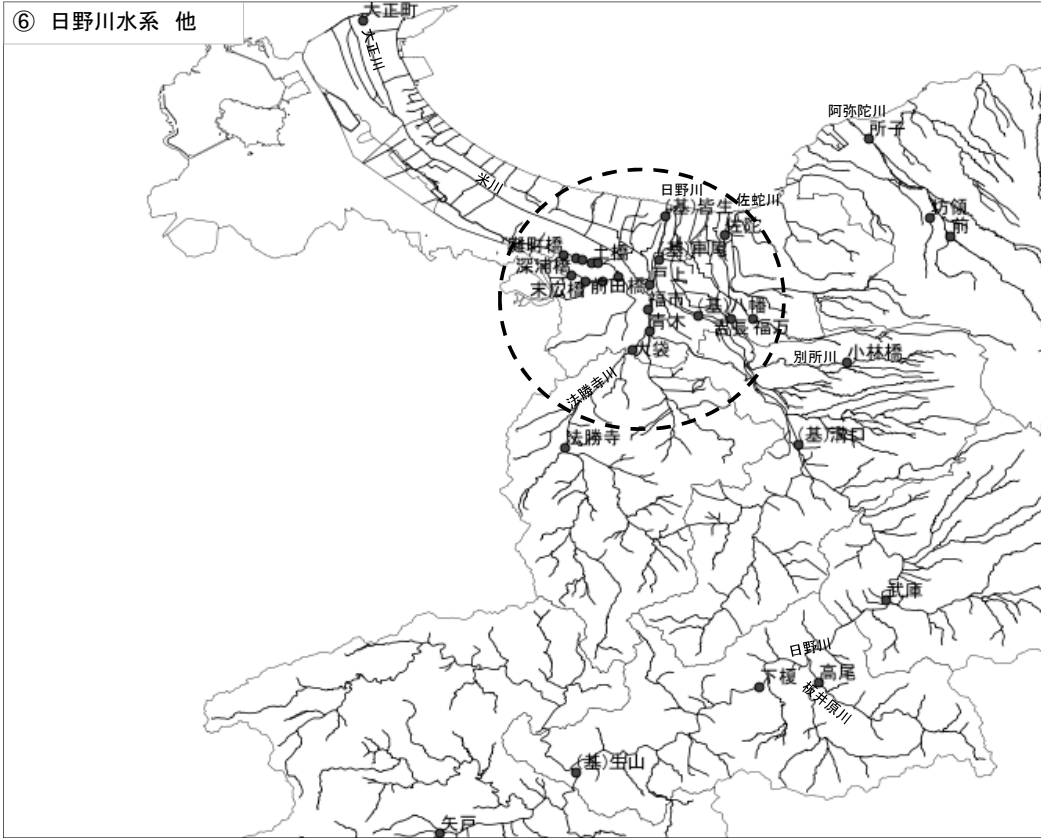
【中部】



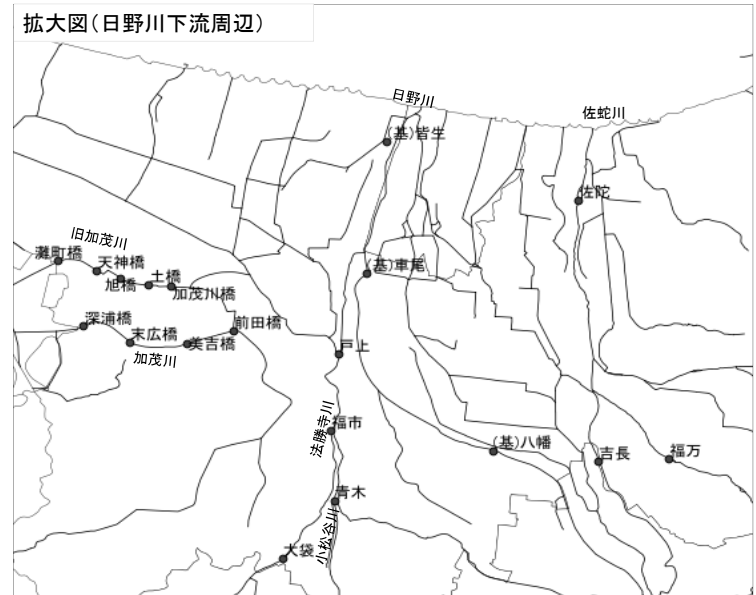


【西部】

⑥ 日野川水系 他



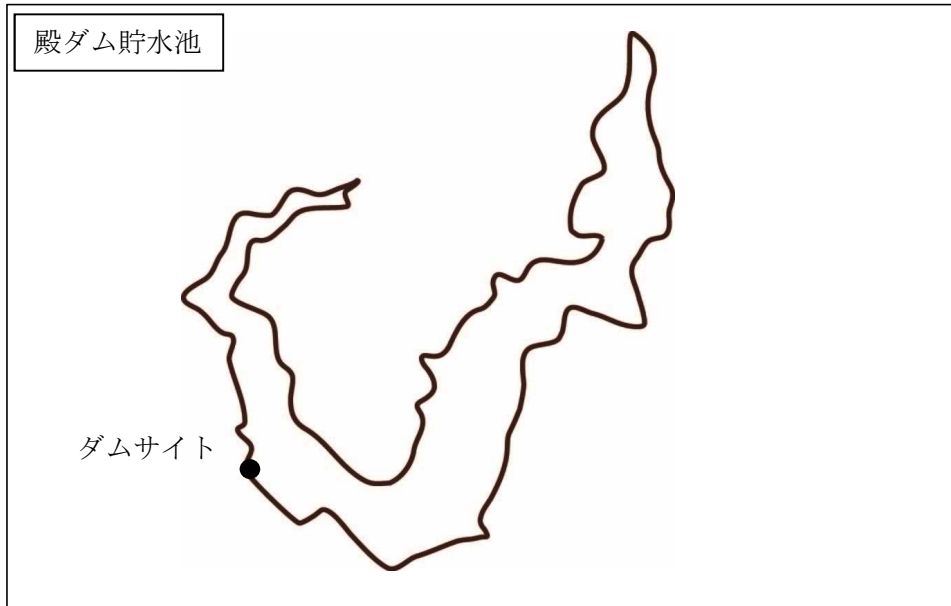
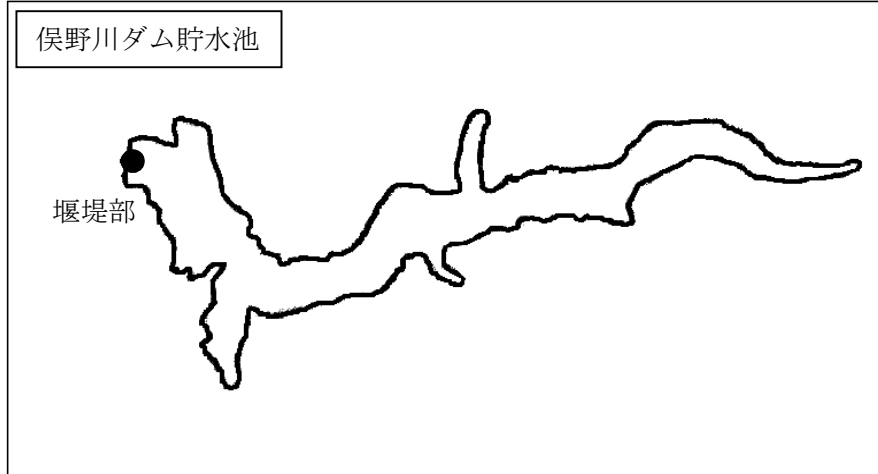
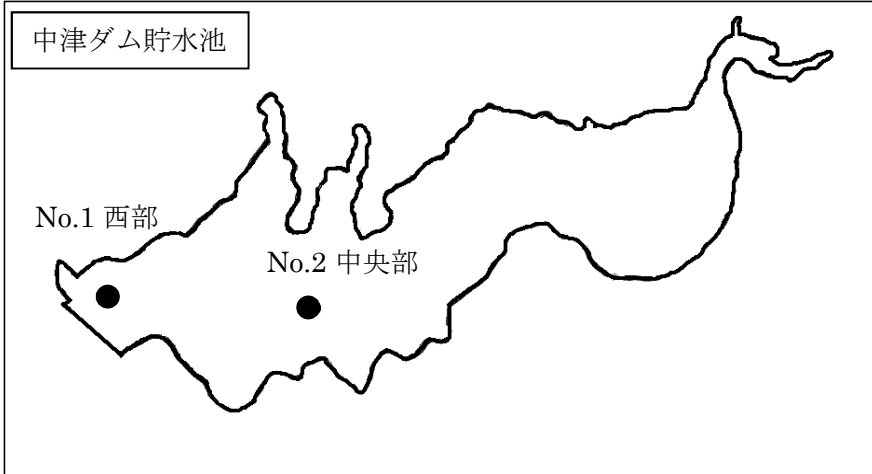
拡大図(日野川下流周辺)



(2)湖沼

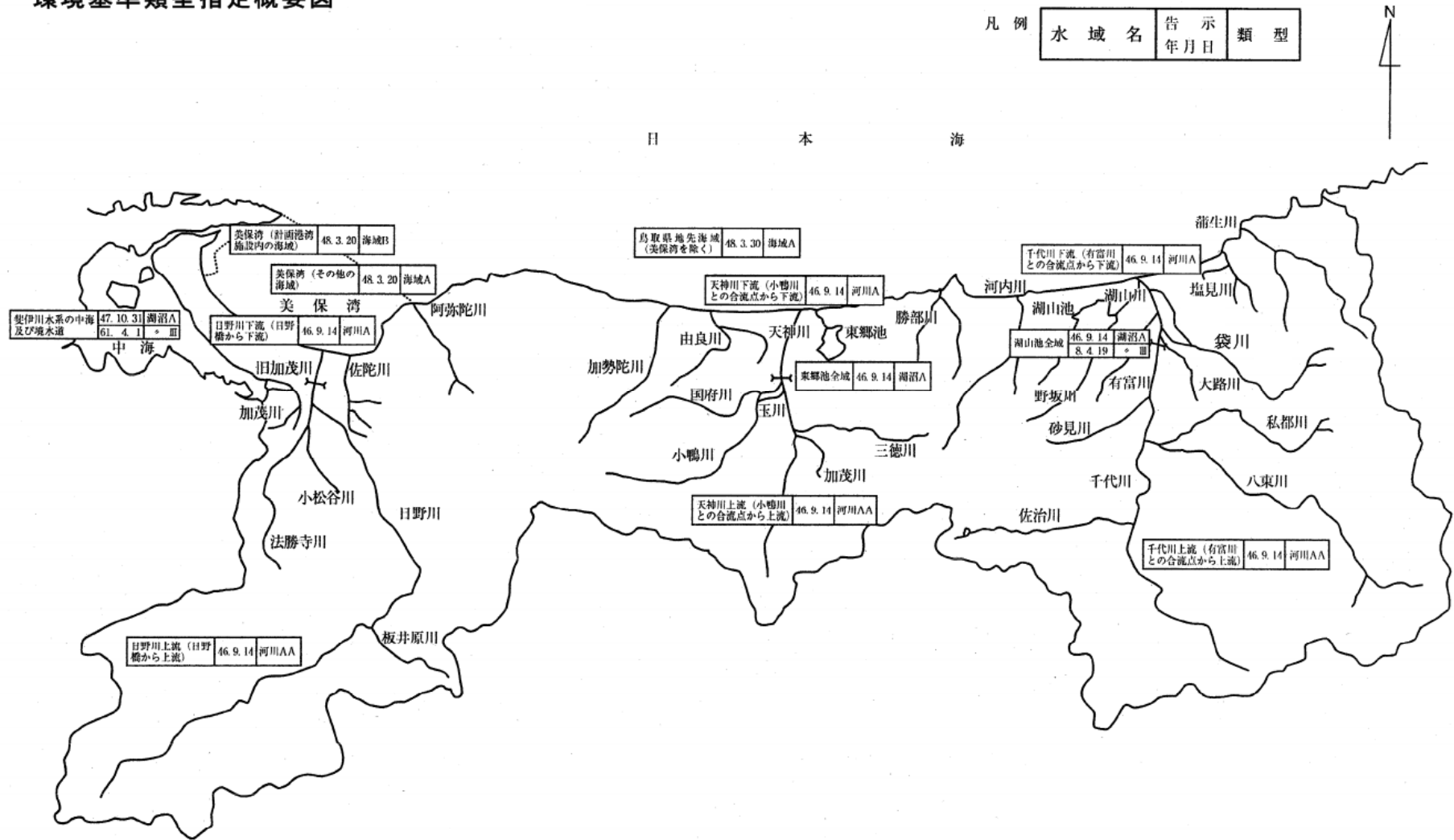






[参 考]

図-2 環境基準類型指定概要図



# 公共用水域水質測定結果入力要領

## 1 全般的な注意事項

- (1) 本表には測定値のみを入力すること。
- (2) 測定値の取扱方法等基本的な事項については、「公共用水域水質調査指針」（平成 11 年 3 月鳥取県生活環境部）によること。
- (3) 必須項目は必ず入力すること。

## 2 地点統一番号（必須項目）

地点統一番号を下記のように入力する。ただし、001 などの 0 は省略できない。

- (1) 県コード 2 桁の半角数字を入力すること。
- (2) 水域コード 3 桁の半角数字を入力すること。
- (3) 地点コード 2 桁の半角数字を入力すること。

## 3 調査年度（必須事項）

西暦年 4 桁を入力する。

## 4 調査区分（必須事項）

年間調査は「0」、補足調査は「1」と入力する。「年間調査」とは、年間を通じて一定間隔で行われた調査のことである。また、「補足調査」とは、ある月において他の月より測定日数が多い場合の調査で、例えば年 12 回の調査以外に 1 回通日調査を行う場合がこれに当たる。（通日調査であっても、年 12 回のうちの 1 回である場合には「補足調査」に当たらない。）

## 5 採取月日、採取時刻（必須事項）

- ・採取月日、採取時刻とも 4 桁の半角数字を入力する。
- ・採取時刻は 24 時間表示とし 24 時 00 分は翌日の 00 時 00 分とする。
- ・また湖沼、海域で 2 層以上測定している場合は原則として各層すべてに表層の採取時刻を入力する。

## 6 天候

天候コードを下記に基づいて入力する。

コード	天	候	コード	天	候	コード	天	候
01	快	晴	08	霧		15	雷	
02		晴	09	霧	雨	16	一	雨
03	薄	雲	10	雨		17	一	雪
04		曇	11	み	ぞれ	18	時	々々
05	煙	霧	12		雪	19	時	々々
06	砂じん	あらし	13	あ	られ	20	大	雨
07	地ふぶ	き	14	ひ	よ	21	大	雪

## 7 気温及び水温

小数点第 1 位までの半角数値を入力すること。マイナスがある場合には「-」を入力する。

## 8 流量

一般的には小数点以下第 3 位を切り捨てて第 2 位まで入力する。マイナスがある場合には「-」を入力する。

### 9 採取位置（必須事項）

・以下の2桁コードを入力する。

河 川		湖 沼 ・ 海 域	
コード	内 容	コード	内 容
01	流心（中央）	11	上層（表層）
02	左岸	12	中層
03	右岸	13	下層
04	左岸・右岸の混合	14	上層・下層の混合
05	左岸・右岸・流心の混合	15	上層・中層の混合
		16	中層・下層の混合
		17	上層・中層・下層の混合

・4層以上測定する場合は、最上層、最下層以外はすべて中層とする。

### 10 採取水深（必須事項）

水面下0.5mのところでは採取した場合「0.5」と入力する。

### 11 大腸菌群数

指数でなく、整数で入力する。

なお、上限は240000までとし、これを上回る場合は「>240000」と入力する。

### 12 報告下限値未満又は定量下限値未満の入力

- ・生活環境項目及び健康項目等の報告下限値未満又は不検出については「公共用水域水質調査指針」（平成11年3月鳥取県生活環境部）及び「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」（平成13年5月31日付環水企第92号環境省環境管理局水環境部長通知）によること。
- ・特殊項目、その他項目の定量限界未満の入力方法は健康項目等の例に従うこと。

## 第 2 平成 31 年度地下水質測定計画



## 第2 平成31年度地下水質測定計画

### 1 目的

この計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条の規定に基づき、鳥取県の区域に属する地下水の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質測定について、測定すべき事項、測定の地点、その他必要な事項を定めるものである。

### 2 測定期間

測定期間は平成31年（2019年）4月から2020年3月までとする。

### 3 測定内容

#### (1) 概況調査

県下の全体的な地下水質の状況を把握するために実施する。

#### (2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するために実施する。

#### (3) 継続監視調査

汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染の継続的な監視等、経年的なモニタリングとして定期的に行う。

### 4 測定実施機関

測定実施機関	測定対象区域	測定区分
国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所	鳥取市の市街地	概況調査
国土交通省中国地方整備局 日野川河川事務所	米子市の市街地	概況調査
鳥 取 市	鳥取市、岩美町	概況調査
	鳥取市、智頭町	継続監視調査
鳥 取 県	三朝町、境港市、日吉津村	概況調査
	湯梨浜町、北栄町、境港市、江府町	継続監視調査

### 5 測定地点

各地域の測定地点は、表-1 地下水質測定計画一覧表のとおりとし、その位置は、図-1 地下水質測定地点図のとおりとする。

### 6 測定項目

各測定地点における測定項目は、表-1 地下水質測定計画一覧表に掲げるものについて実施する。

なお、気温、水温についても採水時に現地測定するものとし、一覧表に掲げる項目以外の項目については必要に応じて実施するものとする。

### 7 測定回数

測定地点ごとの年間における総測定日数、総測定回数及び測定月は表-1 地下水質測定計画一覧表に掲げるとおりとする。

## 8 分析方法等

環境基準項目の分析試料の分析方法は「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）で定められている方法によるものとする。

なお、その他の項目については、日本工業規格等その他科学的に確立された方法によるものとする。

また、環境基準項目についての基準値及び分析方法は別表のとおりである。

## 9 測定結果の報告等

測定実施機関は測定結果を様式1「地下水質測定結果表」及び様式2「地下水質採水票」により、水質測定結果をとりまとめ、測定月の翌月末までに鳥取県生活環境部くらしの安心局水環境保全課に送付するものとする。

ただし、環境基準項目について、環境基準を越える測定結果を得た場合は、その都度速やかに鳥取県生活環境部くらしの安心局水環境保全課へ連絡するものとする。

なお、飲用に供する井戸で水道水の水質基準を超える測定結果を得た場合は、速やかに飲用指導をおこなう。

また、環境基準項目に関する報告下限値は別表に記載のとおりである。（平成6年5月24日付発環第219号及び平成12年2月25日付環第588号）。

## 10 その他

この計画に定めない事項については、鳥取県生活環境部くらしの安心局が各調査機関と協議の上、定めるものとする。

別表 2

項目	測定方法	基準値	報告下限値 (mg/L)
カドミウム	日本工業規格 (以下「JIS」という。) K 0102 55.2、55.3 又は 55.4	0.003mg/L 以下	0.0003
全シアン	JIS K 0102 38.1.2 及び 38.2、38.1.2 及び 38.3 又は 38.1.2 及び 38.5	検出されないこと	0.1
鉛	JIS K 0102 54	0.01mg/L 以下	0.005
六価クロム	JIS K 0102 65.2 (ただし、JIS K 0102 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、JIS K 0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)	0.05mg/L 以下	0.005
砒素	JIS K 0102 61.2、61.3 又は 61.4	0.01mg/L 以下	0.005
総水銀	平成 9 年環境庁告示第 10 号「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(以下「告示」という。) 告示 付表 1	0.0005mg/L 以下	0.0005
アルキル水銀	告示 付表 2	検出されないこと	0.0005
P C B	告示 付表 3	検出されないこと	0.0005
ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2	0.02mg/L 以下	0.002
四塩化炭素	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5	0.002mg/L 以下	0.0002
クロロエレン (塩化ビニル又は塩化ビニルマー)	告示 付表	0.002mg/L 以下	0.0002
1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2	0.004mg/L 以下	0.0004 シス体 0.002 トランス体 0.002
1,1-ジクロロエレン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2	0.1mg/L 以下	0.01
1,2-ジクロロエレン	(シス体) JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 (トランス体) JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.1	0.04mg/L 以下	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5	1mg/L 以下	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5	0.006mg/L 以下	0.0006
トリクロロエレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5	0.01mg/L 以下	0.002
テトラクロロエレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5	0.01mg/L 以下	0.0005
1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.1	0.002mg/L 以下	0.0002
チウラム	告示 付表 4	0.006mg/L 以下	0.0006
シマジン	告示 付表 5 の第 1 又は第 2	0.003mg/L 以下	0.0003
チオベンカルブ	告示 付表 5 の第 1 又は第 2	0.02mg/L 以下	0.002
ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2	0.01mg/L 以下	0.001
セレン	JIS K 0102 67.2、67.3 又は 67.4	0.01mg/L 以下	0.002
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(硝酸性窒素) JIS K 0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 (亜硝酸性窒素) JIS K 0102 43.1	10mg/L 以下	0.1 硝酸性窒素 0.05 亜硝酸性窒素 0.05
ふっ素	JIS K 0102 34.1、34.4、34.1c) (注(6)第三文を除く。) に定める方法 (懸濁物質及び付着物除去法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。) 及び告示 付表 6	0.8mg/L 以下	0.08
ほう素	JIS K 0102 47.1、47.3 又は 47.4	1mg/L 以下	0.1
1,4-ジオキサン	告示 付表 7	0.05mg/L 以下	0.005

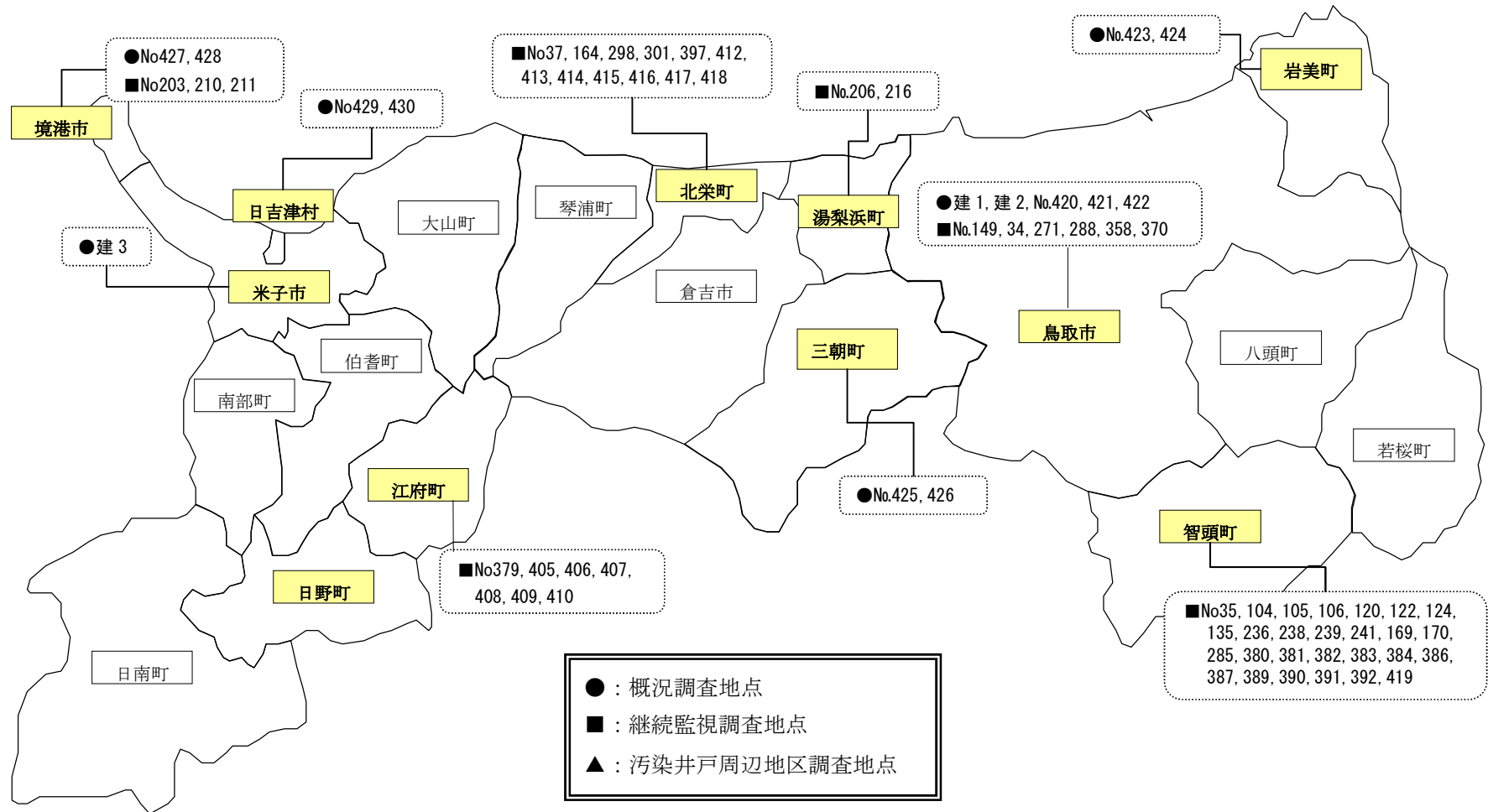
※分析方法の効率化として、アルキル水銀の分析については、総水銀の測定でスクリーニングを行うことができる。(平成 13 年環水企第 92 号「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」)

## 地下水質測定計画一覧表





图一3 地下水質測定地点图



## 地下水質測定結果表

調査担当機関名 (分析担当機関名)				参考	
調 査 区 分				水道水の 水質基準及び 水質管理目 標設定項目	環境基準値
市 町 村 名					
地 区 名					
井 戸 番 号					
井 戸 深 度 ( m )	井 戸 深 度 ( m )				
	浅井戸・深井戸の別				
井 戸 の 元 用 途					
採 水 年 月 日					
水 温 (°C)					
環 境 基 準 項 目	カドミウム (mg/L)			0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
	全シアン (mg/L)			0.01mg/L以下	検出されないこと
	鉛 (mg/L)			0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
	六価クロム (mg/L)			0.05mg/L以下	0.05mg/L以下
	砒素 (mg/L)			0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
	総水銀 (mg/L)			0.0005mg/L以下	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀 (mg/L)			-	検出されないこと
	P C B (mg/L)			-	検出されないこと
	ジクロロメタン (mg/L)			0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
	四塩化炭素 (mg/L)			0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
	クロロエチレン(塩化ビニルモノマー又は塩化ビニルモノマー)			-	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)			0.004mg/L以下	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)			0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	1,2-ジクロロエチレン (mg/L)			0.04mg/L以下	0.04mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)			-	-
	トランス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)			-	-
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)			0.3mg/L以下	1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)			-	0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン (mg/L)			0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
	テトラクロロエチレン (mg/L)			0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)			-	0.002mg/L以下
	チウラム (mg/L)			0.02mg/L以下	0.006mg/L以下
	シマジン (mg/L)			0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
	チオベンカルブ (mg/L)			0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
	ベンゼン (mg/L)			0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
	セレン (mg/L)			0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)			10mg/L以下	10mg/L以下
	硝酸性窒素 (mg/L)			-	-
	亜硝酸性窒素 (mg/L)			0.04mg/L以下	-
	ふっ素 (mg/L)			0.8mg/L以下	0.8mg/L以下
ほう素 (mg/L)			1mg/L以下	1mg/L以下	
1,4-ジオキサン (mg/L)			0.05mg/L以下	0.05mg/L以下	
そ の 他 の 項 目	p H			5.8以上8.6以下	-
	電気伝導率 (µ S/cm)			-	-
備 考					

(注)本様式の記入に当たっては、次の点に留意すること。

- 1 浅井戸・深井戸の別は、井戸深度が第一不透水層以浅のものを浅井戸、以深のものを深井戸とする。
- 2 井戸の諸元中の用途の欄は、水道水源井戸、一般飲用井戸、生活用水井戸、工業用水井戸、その他の井戸(農業用水井戸等)の別を記入する。



## 地下水質採水票

井戸番号		採水者職氏名	
採水日の気象状況	天候( )、気温( °C )		
検体情報	採水日時( 年 月 日 時 分) 採水方法(1. 直接採水 2. 蛇口採水 3. その他: ) pH( )、電気伝導率( $\mu S/cm$ ) 水温( °C)、臭気( ) 透視度( cm)、外観( )		

井戸所在地	(世界測地系緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
井戸所有者	氏名 (TEL)	井戸 管理者	氏名 (TEL)	住所
井戸の形式	1. 手堀井戸 2. 打込井戸 3. 機械堀井戸 4. 自噴・湧水 5. その他( )			
井戸の設置年	明治・大正・昭和・平成・西暦 年			
取水施設	1. 電動ポンプ 2. 手押ポンプ 3. つるべ 4. 自噴水 5. その他( )			
使用状況	1. 毎日使用 2. 時々使用( ) 3. 未使用 4. その他( )			
使用量及び人数	$m^3$ /日、 人			
使用目的	1. 水道水源 2. 一般飲用 3. 生活用水(洗濯・風呂・撒水・営業用雑用水等) 4. 工業用水(原料・洗浄・雑用) 5. 農業用水 6. その他( )			
地下水位等	地表からの地下水位: m(実測・聴取) 井戸深度 : m(実測・聴取) 井戸区分(1. 浅井戸 2. 深井戸 3. 不明) ストレナーナの位置(m)			
地下水変動等 (水量・水位)	採水時の水量(多い、普通、少ない) 季節変動(1. 無 2. 有: ) 経年変動(1. 無 2. 有: ) その他の変動( )			
水道普及状況	1. 上水道なし 2. 上水道あり(水道が主) 3. 上水道あり(地下水が主) 4. その他( )			
し尿処理状況	1. 下水道 2. 単独処理浄化槽 3. 合併処理浄化槽 4. 汲み取り 5. その他( )			
生活排水処理状況	1. 下水道 2. 合併処理浄化槽 3. 未処理 4. その他( )			
井戸周辺の状況 (半径500m)	1. 住宅地 2. 商業地 3. 工業地 4. 農地 5. その他( )			
地下水利用状況	地域の概ね( )割が地下水を利用している			
周辺事業場等状況				
備考				

※該当する数字に○印をつけること。

※受託者へは上記太枠部分のみ記載し渡すこと。

※世界測地系の経度、緯度の検索サイト>> <http://www.geocoding.jp/>